

社団法人日本雪氷学会北海道支部規約 新旧対照表

改訂案	現行
社団法人日本雪氷学会北海道支部規程	社団法人日本雪氷学会北海道支部規約
(名称) 第 1 条 本支部は、 <u>社団法人日本雪氷学会(雪氷学会と略称する)定款第 3 条に基づき、北海道地区に設置された支部であり、略称を「雪氷学会道支部」とする。</u>	(名称) 第 1 条 本支部は、社団法人日本雪氷学会北海道支部と称する。ただし略称を北海道支部とする。
(事務所) 第 2 条 本支部の事務所は、札幌市北区北 19 条西 8 丁目北海道大学低温科学研究所内に置く。	<新設>
(規定の策定) 第 3 条 本支部は本規程第 4 条の事業を行うために、雪氷学会細則第 4 3 条に基づき、雪氷学会道支部の運営に必要な規程を定める。 2 この規程に定めのない事項については、雪氷学会定款及び細則の定めるところによる。	<新設>
(事業) 第 4 条 本支部は、雪氷学会定款第 4 条の目的を達成するため、主に北海道内において下記の事業を行う。 1 . 雪氷および寒冷に関する調査・研究 2 . 雪氷および寒冷に関する研究会、講演会、展示会等の開催 3 . 支部会誌その他資料の刊行 4 . 本部理事会が委嘱又は承認した事項 5 . その他この法人の目的達成に必要な事業	(目的) 第 2 条 本支部は、社団法人日本雪氷学会定款第 4 条の目的を達成するため、下記の事業を行う。 1 . 雪氷および寒冷に関する学術調査・研究その他関連事項 2 . 雪氷および寒冷に関する研究会、講演会、座談会、見学会等の開催 3 . 会員相互の連絡 4 . 本部理事会が委嘱又は承認した事項 5 . その他必要な事業
(会員) 第 5 条 本支部の会員は、北海道に在住する雪氷学会の会員とする。他支部に所属する会員であっても、本支部に所属することを希望する場合は、重複所属することを妨げない。	(会員) 第 3 条 本支部の会員は、北海道に在住する社団法人日本雪氷学会の会員とする。また、他支部に所属する会員であっても、本支部に所属することを希望する場合は、重複所属することを妨げない。
(役員) 第 6 条 本支部につきの役員を置く。 支部理事 20 名以内 (うち、支部長 1 名、本部理事 2 名) 支部監事 2 名	(役員) 第 4 条 本支部につきの役員を置く。 支部理事 20 名以内 (うち、支部長 1 名、副支部長 若干名) 支部監事 2 名 支部幹事 20 名以内
(役員を選出) 第 7 条 支部の理事・監事は、支部総会において、支部会員の中から選任する。 2 本支部会員である本部理事は、本部理事の任期中、支部理事を兼務する。	(役員を選出) 第 5 条 支部の理事・監事は、支部総会において、支部会員の中から選任する。
(支部長の選出) 第 8 条 支部長は、 <u>支部理事の互選とする。</u> 2 支部長は必要に応じて理事の中から副支部長を委嘱することができる。	(支部長および副支部長の選出) 第 6 条 支部長および副支部長は、支部理事の互選とする。

改訂案	現行
< 削除 >	( 幹事および幹事長の選出 ) 第 7 条 幹事および幹事長は、支部会員の中から支部長が委嘱する。
( 理事の職務 ) 第 9 条 支部長は、本支部を代表し、会務を総理する。  2 支部長に事故あるとき、または欠けたとき、副支部長またはあらかじめ支部長が指名した理事が、支部長の職を代行する。 3 支部理事は、支部理事会を組織し重要事項を決議する。 4 支部理事は、支部長を補佐するとともに、支部会務の執行にあたる。	( 理事の職務 ) 第 8 条 支部長は、本支部を代表し、その会務を総理する。 2 副支部長は、支部長に事故あるとき、または欠けたとき、あらかじめ支部長が指名した順序でその職務を代行する。 3 支部理事は、支部理事会を組織し重要な事項を決議する。
( 監事の職務 ) 第 10 条 支部監事は、支部の財産の状況、理事の業務執行の状況を監査する。	( 監事の職務 ) 第 9 条 支部監事は、支部の事業、会計を監査する。
< 削除 >	( 幹事の職務 ) 第 10 条 支部幹事は、支部の会務を処理する。
( 理事会 ) 第 11 条 支部理事会は、支部理事で構成され、重要事項を議決する。 2 支部理事会は、文書審議理事会をもって代えることができる。 3 文書審議理事会の開催方法等は雪氷学会細則第 27 条に定めるところによる。 4 支部理事会は支部長が招集し、議長は支部長とする。 5 支部理事会は、支部理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。但し、他の出席理事に表決を委任した者及び書面によって議決に参加した者は出席者とみなす。 6 議事録については第 16 条に定めるところによる。	( 理事会 ) 第 11 条 支部理事会は、支部理事で構成され、重要な事項を議決する。  2 支部理事会の議長は支部長とする。 3 支部理事会は、支部理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
< 削除 >	( 幹事会 ) 第 12 条 支部幹事会は、支部幹事で構成され、支部長の命を受けて支部事業の企画および会計ならびにその他の会務を処理する。
( 役員の任期 ) 第 12 条 役員の任期は 2 年とする。会務の継続性など特に必要な場合は、任期を延長することができ、延長期間は 1 年単位で 2 年間までとする。その他は雪氷学会定款第 16 条の定めるところによる。	( 役員の任期 ) 第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし同一役員 ( 理事・監事・幹事 ) につき最長連続 2 期 4 年とし、特別な事情のある場合には再任を妨げない。
( 顧問、評議員 ) 第 13 条 本支部に顧問および評議員を置くことができる。 2 顧問および評議員は、支部理事会の議決を経て支部長が委嘱する。 3 顧問および評議員は、本支部の発展に寄与するため、支部長の諮問に応じて意見を具申する他、随時建設的提案を行うことができる。 4 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。	( 顧問、評議員 ) 第 14 条 本支部に顧問および評議員を置くことができる。 2 顧問および評議員は、支部理事会の議決を経て支部長が委嘱する。 3 顧問および評議員は、本支部の発展に寄与するため、支部長の諮問に応じて意見を具申する他、随時建設的提案を行う。  4 第 13 条は、顧問、評議員について準用する。

改定案	現行
<p>(総会)</p> <p>第14条 本支部は、毎年1回、通常総会を開くほか、必要に応じ臨時総会を開く。</p> <p>2 議長は出席者の互選とする。</p> <p>3 総会においては、下記の事項の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支部役員</li> <li>2. 事業計画および収支予算</li> <li>3. 事業報告および収支決算</li> <li>4. 財産目録および貸借対照表</li> <li>5. 重要な財産の処分</li> <li>6. 支部規程の変更</li> <li>7. その他支部理事会において必要と認めた事項</li> </ol> <p>4 議事録は第16条に定めるところによる。</p>	<p>(総会)</p> <p>第15条 本支部は、毎年1回、通常総会を開くほか、必要に応じ臨時総会を開く。</p> <p>2 総会においては、下記の事項の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支部役員</li> <li>2. 事業計画および収支予算</li> <li>3. 事業報告および収支決算</li> <li>4. 財産目録および貸借対照表</li> <li>5. 重要な財産の処分</li> <li>6. 支部規約の変更</li> <li>7. その他支部理事会において必要と認めた事項</li> </ol>
<p>(資産および会計)</p> <p>第15条 本支部の財産は次のとおりとし、支部長がこれを管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部からの交付金</li> <li>2. 寄付金</li> <li>3. その他</li> </ol> <p>2 本支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p>	<p>(資産および会計)</p> <p>第16条 本支部の財産は次のとおりとし、支部長がこれを管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部からの交付金</li> <li>2. 寄付金</li> <li>3. その他</li> </ol> <p>2 本支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 支部総会及び支部理事会の議事録は議長が作成し、支部事務所に備えておかななくてはならない。</p> <p>2 支部会員はこれら議事録を支部事務所に於いて随時閲覧することができる。</p> <p>3 理事会の議事録は支部理事全員に通知する。</p>	<p>&lt;新設&gt;</p>
<p>付則</p> <p>本規約は昭和34年5月18日より施行する。  本規約は昭和53年6月8日に改正する。  本規約は平成6年6月15日に改正する。  本規約は平成17年4月20日に改正する。  本規約は平成20年7月14日に改正する。  <u>本規約は平成21年5月21日に規程に変更する。</u>  <u>本規程は平成21年5月21日に改正する。</u></p>	<p>付則</p> <p>本規約は昭和34年5月18日より施行する。  本規約は昭和53年6月8日に改正する。  本規約は平成6年6月15日に改正する。  本規約は平成17年4月20日に改正する。  本規約は平成20年7月14日に改正する。</p>